明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三四）　三
○独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（三五）　六
○会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整理に関する政令（三六）　七
○会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う農林水産省関係政令の整理に関する政令（三七）　九
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三八）　一〇
○生活保護法施行令の一部を改正する政令（三九）　一二
○生活困窮者自立支援法施行令（四〇）　一六

〔省　令〕

○会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（厚生労働一四）　一〇
○生活保護法施行規則の一部を改正する省令（同一五）　一二
○生活困窮者自立支援法施行規則（同一六）　一六

〔告　示〕

○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産二五六）　一六

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　一八

特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構
計量法第百二十一条の二の規定に基づく認定、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・職務上の氏名の使用・記章紛失関係　四六

地方公共団体
解散命令、行旅死亡人関係　四九

会社その他
会社決算公告　五二

本号で公布された法令のあらまし

五五

◇**独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第三四号）
（厚生労働省）
独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二六年法律第三八号）の施行期日は、平成二七年四月一日とすることとした。

◇**独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令**（政令第三五号）（厚生労働省）
一　独立行政法人医薬基盤研究所法施行令の一部改正関係（第一条関係）
1　題名を独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令とすることとした。
2　承継勘定及び特例業務勘定について、毎事業年度の国庫納付金の算定方法、納付手続、納付期限及び帰属する会計（以下「納付手続等」という。）を定めることとした。
3　承継勘定及び特例業務勘定に係る積立金に関する処分に係る承認の手続並びに国庫納付金の納付手続等を定めることとした。
4　特例業務を行う期限について、平成四五年三月三一日とすることとした。
二　道路運送車両法施行令等の一部改正関係（第二条及び第四条～第一八条関係）
道路運送車両法施行令（昭和二六年政令第二五四号）その他独立行政法人に関する特例等を定める関係政令の規定中「独立行政法人国立健康・栄養研究所」（以下「国立健康・栄養研究所」という。）を削り、「独立行政法人医薬基盤研究所」を「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」（以下「研究所」という。）に改める等の所要の規定の整備を行うこととした。
三　国家公務員退職手当法施行令の一部改正関係（第三条関係）
独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二六年法律第三八号）附則第三条第二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる解散した国立健康・栄養研究所の職員としての在職期間及び研究所の職員としての在職期間を、国家公務員退職手当法（昭和二八年法律第一八二号）第五条の二第二項に規定する基礎在職期間とみなす等の所要の規定の整備を行うこととした。